

2013年度（平成25年度） 金沢大学大学院人間社会環境研究科（第1期募集）

入 学 試 験 問 題

| | |
|------|---------|
| 試験科目 | 外国語「英語」 |
|------|---------|

*** 受験生への注意事項 ***

（解答を始める前によく読んでください。）

- ・ 以下の2問の中から1問のみを選択して解答してください。
- ・ 選択した設問番号を明記してください。
- ・ 上に指定された選択数を超えて解答した場合、または、設問番号を明記していない場合は、答案をすべて無効とすることがあります。

2013年度（平成25年度） 金沢大学大学院人間社会環境研究科（第1期募集）
入学試験問題

| | | | |
|------|-----------|------|----|
| 試験科目 | 外国語「英語」 | | |
| 試験区分 | 一般・外国人・共通 | 解答用紙 | 1枚 |

問1. 次の英文を日本語にきなさい。

出典: William Kelly, Tomoko Masumoto, and Dirk Gibson, (2002) "Kisha kurabu and koho: Japanese media relations and public relations," *Public Relations Review* 28, p.267~268. (一部を改変の上、引用)

2013年度(平成25年度) 金沢大学大学院人間社会環境研究科(第1期募集)
入学試験問題(法学・政治学専攻)

| | | | |
|------|-----------|--------|-----|
| 試験科目 | 外国語 「英語」 | | |
| 問題区分 | 一般・外国人・共通 | 解答用紙枚数 | 1 枚 |

問 2. 次の英文を日本語に訳しなさい。

出典 Hiroshi ODA, Japanese Law, 3rd edition, Oxford University Press (2009),
p. 81-82.

2013年度(平成25年度) 金沢大学大学院人間社会環境研究科(第1期募集)
入学試験問題(法学・政治学専攻)

| | | | |
|------|-----------|--------|----|
| 試験科目 | 法理学1 | | |
| 問題区分 | 一般・外国人・共通 | 解答用紙枚数 | 1枚 |

以下の3問から1問を選択して解答せよ。なお、選択した問の番号を明記すること。

1. ロールズ(John Rawls)による正義原理の正当化手続と、その手続によって正当化される「正義の二原理」について説明しなさい。
2. 共同体論の側からのリベラリズム批判について説明しなさい。
3. 「ラートブルフ定式」について説明しなさい。

2013年度(平成25年度) 金沢大学大学院人間社会環境研究科(第1期募集)
入学試験問題(法学・政治学専攻)

| | | | |
|------|------|--------|----|
| 試験科目 | 税財政法 | | |
| 問題区分 | 一般 | 解答用紙枚数 | 3枚 |

添付の資料を適宜参照し、下記の設問に答えなさい。

第1問

譲渡にかかわらず、資産の取得費・取得価額を維持する制度には、2つの種類がある。それら2つの制度の特徴を、日本の所得税・法人税における具体的な条項をそれぞれ1つ以上挙げつつ、説明しなさい。

第2問

平成23年度の税制改正では、所得税法に67条の4が追加された。この改正は、生命保険年金に関する近年の最高裁判決(最判平成22年7月6日民集64巻6号1277頁)を受けたものと言われる。同判決が同条項の追加につながったのはなぜか。同判決の内容を簡潔にまとめつつ、論述しなさい。

第3問

所得税法67条の4の追加はどのように評価されるべきものか。同条項が所得税法60条第1項を参照していることを踏まえつつ、あなたの考えを論述しなさい。

所得税法

(非課税所得)

第九条 次に掲げる所得については、所得税を課さない。

(中略)

九 自己又はその配偶者その他の親族が生活の用に供する家具、じゅう器、衣服その他の資産で政令で定めるものの譲渡による所得

十 資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難である場合における国税通則法第二条第十号(定義)に規定する強制換価手続による資産の譲渡による所得その他これに類するものとして政令で定める所得(第三十三条第二項第一号(譲渡所得に含まれない所得)の規定に該当するものを除く。)

(中略)

十六 相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの(相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の規定により相続、遺贈又は個人からの贈与により取得したものとみなされるものを含む。)

(中略)

2 次に掲げる金額は、この法律の規定の適用については、ないものとみなす。

一 前項第九号に規定する資産の譲渡による収入金額がその資産の第三十三条第三項に規定する取得費及びその譲渡に要した費用の合計額(以下この項において「取得費等の金額」という。)に満たない場合におけるその不足額

二 前項第十号に規定する資産の譲渡による収入金額がその資産の取得費等の金額又は第三十二条第三項(山林所得の金額の計算)に規定する必要経費に満たない場合におけるその不足額

(利子所得)

第二十三条 利子所得とは、公社債及び預貯金の利子(社債、株式等の振替に関する法律第九十条第三項(定義)に規定する分離利息振替国債(財務省令で定めるところにより同条第一項に規定する元利分離が行われたものに限る。)に係るものを除く。)並びに合同運用信託、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の収益の分配(以下この条において「利子等」という。)に係る所得をいう。

2 利子所得の金額は、その年中の利子等の収入金額とする。

(譲渡所得)

第三十三条 譲渡所得とは、資産の譲渡(建物又は構築物の所有を目的とする地上権又は賃借権の設定その他契約により他人に土地を長期間使用させる行為で政令で定めるものを含む。以下この条において同じ。)による所得をいう。

(第2項以下略)

(譲渡所得の金額の計算上控除する取得費)

第三十八条 譲渡所得の金額の計算上控除する資産の取得費は、別段の定めがあるものを除き、その資産の取得に要した金額並びに設備費及び改良費の額の合計額とする。

(第2項以下略)

(固定資産の交換の場合の譲渡所得の特例)

第五十八条 居住者が、各年において、一年以上有していた固定資産で次の各号に掲げるものをそれぞれ他の

者が一年以上有していた固定資産で当該各号に掲げるもの(交換のために取得したと認められるものを除く。)と交換し、その交換により取得した当該各号に掲げる資産(以下この条において「取得資産」という。)をその交換により譲渡した当該各号に掲げる資産(以下この条において「譲渡資産」という。)の譲渡の直前の用途と同一の用途に供した場合には、第三十三条(譲渡所得)の規定の適用については、当該譲渡資産(取得資産とともに金銭その他の資産を取得した場合には、当該金銭の額及び金銭以外の資産の価額に相当する部分を除く。)の譲渡がなかつたものとみなす。

一 土地(建物又は構築物の所有を目的とする地上権及び賃借権並びに農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第一項(定義)に規定する農地の上に存する耕作に関する権利を含む。)

二 建物(これに附属する設備及び構築物を含む。)

三 機械及び装置

四 船舶

五 鉱業権(租鉱権及び採石権その他土石を採掘し又は採取する権利を含む。)

(中略)

5 第一項の規定の適用を受けた居住者が取得資産について行なうべき第四十九条第一項(減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法)に規定する償却費の計算及びその者が取得資産を譲渡した場合における譲渡所得の金額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

(贈与等の場合の譲渡所得等の特例)

第五十九条 次に掲げる事由により居住者の有する山林(事業所得の基因となるものを除く。)又は譲渡所得の基因となる資産の移転があつた場合には、その者の山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、その事由が生じた時に、その時における価額に相当する金額により、これらの資産の譲渡があつたものとみなす。

一 贈与(法人に対するものに限る。)又は相続(限定承認に係るものに限る。)若しくは遺贈(法人に対するもの及び個人に対する包括遺贈のうち限定承認に係るものに限る。)

二 著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡(法人に対するものに限る。)

2 居住者が前項に規定する資産を個人に対し同項第二号に規定する対価の額により譲渡した場合において、当該対価の額が当該資産の譲渡に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算上控除する必要経費又は取得費及び譲渡に要した費用の額の合計額に満たないときは、その不足額は、その山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算上、なかつたものとみなす。

(贈与等により取得した資産の取得費等)

第六十条 居住者が次に掲げる事由により取得した前条第一項に規定する資産を譲渡した場合における事業所得の金額、山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、その者が引き続きこれを所有していたものとみなす。

一 贈与、相続(限定承認に係るものを除く。)又は遺贈(包括遺贈のうち限定承認に係るものを除く。)

二 前条第二項の規定に該当する譲渡

2 居住者が前条第一項第一号に掲げる相続又は遺贈により取得した資産を譲渡した場合における事業所得の金額、山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、その者が当該資産をその取得の時における価額に相当する金額により取得したものとみなす。

第六十七条の四 居住者が第六十条第一項各号(贈与等により取得した資産の取得費等)に掲げる事由により利子所得、配当所得、一時所得又は雑所得の基因となる資産を取得した場合における当該資産に係る利子所得の金額、配当所得の金額、一時所得の金額又は雑所得の金額の計算については、別段の定めがあるものを除き、その者が引き続き当該資産を所有していたものとみなして、この法律の規定を適用する。

法人税法

(合併及び分割による資産等の時価による譲渡)

第六十二条 内国法人が合併又は分割により合併法人又は分割承継法人にその有する資産及び負債の移転をしたときは、当該合併法人又は分割承継法人に当該移転をした資産及び負債の当該合併又は分割の時の価額による譲渡をしたものとして、当該内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。この場合においては、当該合併により当該資産及び負債の移転をした当該内国法人(資本又は出資を有しないものを除く。)は、当該合併法人から新株等(当該合併法人が当該合併により交付した当該合併法人の株式(出資を含む。以下この項及び次条において同じ。))その他の資産(第二十四条第二項(配当等の額とみなす金額)に規定する場合において同項の規定により同項に規定する株式割当等を受けたものとみなされる当該合併法人の株式その他の資産を含む。)をいう。)をその時の価額により取得し、直ちに当該新株等を当該内国法人の株主等に交付したものとする。

2 合併により合併法人に移転をした資産及び負債の当該移転による譲渡に係る譲渡利益額(当該譲渡に係る対価の額が原価の額を超える場合における当該超える部分の金額をいう。)又は譲渡損失額(当該譲渡に係る原価の額が対価の額を超える場合における当該超える部分の金額をいう。)は、当該合併に係る最後事業年度(被合併法人の合併の日の前日の属する事業年度をいう。次条第一項において同じ。)の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

(第3項略)

(適格合併及び適格分割型分割による資産等の帳簿価額による引継ぎ)

第六十二条の二 内国法人が適格合併により合併法人にその有する資産及び負債の移転をしたときは、前条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該合併法人に当該移転をした資産及び負債の当該適格合併に係る最後事業年度終了の時の帳簿価額として政令で定める金額による引継ぎをしたものとして、当該内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。

2 内国法人が適格分割型分割により分割承継法人にその有する資産及び負債の移転をしたときは、前条第一項の規定にかかわらず、当該分割承継法人に当該移転をした資産及び負債の当該適格分割型分割の直前の帳簿価額による引継ぎをしたものとして、当該内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。

3 前項の場合においては、同項の内国法人が同項の分割承継法人から交付を受けた当該分割承継法人の株式又は第二条第十二号の十一(定義)に規定する分割承継親法人株式の当該交付の時の価額は、同項の適格分割型分割により移転をした資産及び負債の帳簿価額を基礎として政令で定める金額とする。

4 合併法人又は分割承継法人が引継ぎを受ける資産及び負債の価額その他前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(適格分社型分割による資産等の帳簿価額による譲渡)

第六十二条の三 内国法人が適格分社型分割により分割承継法人にその有する資産及び負債の移転をしたときは、第六十二条第一項(合併及び分割による資産等の時価による譲渡)の規定にかかわらず、当該分割承継法人に当該移転をした資産及び負債の当該適格分社型分割の直前の帳簿価額による譲渡をしたものとして、当該

内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。

2 分割承継法人の資産及び負債の取得価額その他前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(適格現物出資による資産等の帳簿価額による譲渡)

第六十二条の四 内国法人が適格現物出資により被現物出資法人にその有する資産の移転をし、又はこれと併せてその有する負債の移転をしたときは、当該被現物出資法人に当該移転をした資産及び負債の当該適格現物出資の直前の帳簿価額による譲渡をしたものとして、当該内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。

2 被現物出資法人の資産及び負債の取得価額その他前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

相続税法

(相続税の課税財産の範囲)

第二条 第一条の三第一号又は第二号の規定に該当する者については、その者が相続又は遺贈により取得した財産の全部に対し、相続税を課する。

2 第一条の三第三号の規定に該当する者については、その者が相続又は遺贈により取得した財産でこの法律の施行地にあるものに対し、相続税を課する。

所得税法施行令

(交換による取得資産の取得価額等の計算)

第六十八條 法第五十八條第一項（固定資産の交換の場合の譲渡所得の特例）の規定の適用を受けた居住者が同項 に規定する取得資産（以下この条において「取得資産」という。）について行なうべき法第四十九條第一項（減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法）に規定する償却費の額の計算及びその者が取得資産を譲渡した場合における譲渡所得の金額の計算については、その者がその取得資産を次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる金額をもつて取得したものとみなす。この場合において、その譲渡による所得が法第三十三條第三項 各号（譲渡所得の金額）に掲げる所得のいずれに該当するかの判定については、その者がその取得資産を法第五十八條第一項 に規定する譲渡資産（以下この条において「譲渡資産」という。）を取得した時から引き続き所有していたものとみなす。

一 取得資産とともに交換差金等（法第五十八條第一項 に規定する交換の時ににおける取得資産の価額と譲渡資産の価額とが等しくない場合にその差額を補うために交付される金銭その他の資産をいう。以下この条において同じ。）を取得した場合 譲渡資産の法第三十八條第一項 又は第二項（譲渡所得の金額の計算上控除する取得費）の規定による取得費（その譲渡資産が法第六十一條第二項 又は第三項（昭和二十七年十二月三十一日以前に取得した資産の取得費等）の規定に該当するものである場合には、これらの規定による取得費とし、その譲渡資産の譲渡に要した費用がある場合には、これらの取得費にその費用の額を加算した金額とする。以下この条において「取得費」という。）に、その取得資産の価額とその交換差金等の額との合計額のうちにその取得資産の価額の占める割合を乗じて計算した金額

二 譲渡資産とともに交換差金等を交付して取得資産を取得した場合 譲渡資産の取得費にその交換差金等の額を加算した金額

三 取得資産を取得するために要した経費の額がある場合 譲渡資産の取得費（前二号の規定の適用がある場合には、これらの号に掲げる金額）にその経費の額を加算した金額

法人税法施行令

(適格合併及び適格分割型分割における合併法人等の資産及び負債の引継価額等)

第二百二十三条の三 法第六十二条の二第一項 (適格合併及び適格分割型分割による資産等の帳簿価額による引継ぎ)に規定する政令で定める金額は、同項 の適格合併に係る合併法人に移転をした資産及び負債の当該適格合併に係る同項 に規定する最後事業年度終了の時の帳簿価額(当該適格合併に基因して第九条第一項第六号(利益積立金額)に規定する譲渡等修正事由が生ずる場合には、同号に掲げる金額に相当する金額を加算した金額)とする。

2 法第六十二条の二第三項 に規定する政令で定める金額は、同条第二項 の適格分割型分割に係る第八条第一項第六号 (資本金等の額)に規定する純資産価額に相当する金額とする。

3 内国法人が適格合併又は適格分割型分割により被合併法人又は分割法人から資産及び負債の移転を受けた場合には、当該資産及び負債の法第六十二条の二第一項 又は第二項 に規定する帳簿価額(当該資産又は負債が当該被合併法人(公益法人等に限る。)の収益事業以外の事業に属する資産又は負債であつた場合には、当該資産又は負債の価額として当該内国法人の帳簿に記載された金額)による引継ぎを受けたものとする。

(適格分社型分割における分割承継法人の資産及び負債の取得価額)

第二百二十三条の四 内国法人が適格分社型分割により分割法人から資産及び負債の移転を受けた場合には、当該資産及び負債の取得価額は、法第六十二条の三第一項 (適格分社型分割による資産等の帳簿価額による譲渡)に規定する帳簿価額に相当する金額(その取得のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額)とする。

(適格現物出資における被現物出資法人の資産及び負債の取得価額)

第二百二十三条の五 内国法人が適格現物出資により現物出資法人から資産及び負債の移転を受けた場合には、当該資産及び負債の取得価額は、法第六十二条の四第一項 (適格現物出資による資産等の帳簿価額による譲渡)に規定する帳簿価額に相当する金額(その取得のために要した費用がある場合にはその費用の額を加算した金額とし、当該資産又は負債が当該現物出資法人(公益法人等又は人格のない社団等に限る。)の収益事業以外の事業に属する資産又は負債であつた場合には当該資産又は負債の価額として当該内国法人の帳簿に記載された金額とする。)とする。

最判平成 22 年 7 月 6 日民集 64 卷 6 号 1277 頁

(中略)

2 原審の適法に確定した事実関係の概要は、次のとおりである。

(1) 上告人の夫であるAは、B生命保険相互会社(以下「B生命」という。)との間で、Aを被保険者、上告人を保険金受取人とする年金払特約付きの生命保険契約(以下「本件保険契約」という。)を締結し、その保険料を負担していたが、平成14年10月28日に死亡した。上告人は、これにより、本件保険契約に基づく特約年金として、同年から同23年までの毎年10月28日に230万円ずつを受け取る権利(以下「本件年金受給権」という。)を取得した。

上告人は、平成14年11月8日、B生命から、同年10月28日を支給日とする第1回目の特約年金(以下「本件年金」という。)として、230万円から所得税法208条所定の源泉徴収税額22万0800円を控除した金額の支払を受けた。

(中略)

4 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

ア 所得税法9条1項は、その柱書きにおいて「次に掲げる所得については、所得税を課さない。」と規定し、その15号(引用者注:現 16号)において「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの(相続税法の規定により相続、遺贈又は個人からの贈与により取得したものとみなされるものを含む。)」を掲げている。同項柱書きの規定によれば、同号にいう「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの」とは、相続等により取得し又は取得したものとみなされる財産そのものを指すのではなく、当該財産の取得によりその者に帰属する所得を指すものと解される。そして、当該財産の取得によりその者に帰属する所得とは、当該財産の取得の時点における価額に相当する経済的価値にほかならず、これは相続税又は贈与税の課税対象となるものであるから、同号の趣旨は、相続税又は贈与税の課税対象となる経済的価値に対しては所得税を課さないこととして、同一の経済的価値に対する相続税又は贈与税と所得税との二重課税を排除したものであると解される。

イ 相続税法3条1項1号は、被相続人の死亡により相続人が生命保険契約の保険金を取得した場合には、当該相続人が、当該保険金のうち被相続人が負担した保険料の金額の当該契約に係る保険料で被相続人の死亡の時までに払い込まれたものの全額に対する割合に相当する部分を、相続により取得したものとみなす旨を定めている。上記保険金には、年金の方法により支払を受けるものも含まれると解される。年金の方法により支払を受ける場合の上記保険金とは、基本債権としての年金受給権を指し、これは同法24条1項所定の定期金給付契約に関する権利に当たるものと解される。

そうすると、年金の方法により支払を受ける上記保険金(年金受給権)のうち有期定期金債権に当たるものについては、同項1号の規定により、その残存期間に応じ、その残存期間に受けるべき年金の総額に同号所定の割合を乗じて計算した金額が当該年金受給権の価額として相続税の課税対象となるが、この価額は、当該年金受給権の取得の時点における時価(同法22条)、すなわち、将来にわたって受け取るべき年金の金額を被相続人死亡時の現在価値に引き直した金額の合計額に相当し、その価額と上記残存期間に受けるべき年金の総額との差額は、当該各年金の上記現在価値をそれぞれ元本とした場合の運用益の合計額に相当するものとして規定されているものと解される。したがって、これらの年金の各支給額のうち上記現在価値に相当する部分は、相続税の課税対象となる経済的価値と同一のものといえることができ、所得税法9条1項15号により所得税の課税対象とならないものといふべきである。

ウ 本件年金受給権は、年金の方法により支払を受ける上記保険金のうちの有期定期金債権に当たり、また、本件年金は、被相続人の死亡日を支給日とする第1回目の年金であるから、その支給額と被相続人死亡時の現在価値とが一致するものと解される。そうすると、本件年金の額は、すべて所得税の課税対象とならないから、これに対して所得税を課することは許されないものといふべきである。

(略)

2013年度(平成25年度) 金沢大学大学院人間社会環境研究科(第1期募集)
入学試験問題(法学・政治学専攻)

| | | | |
|------|-----------|--------|----|
| 試験科目 | 民法 | | |
| 問題区分 | 一般・外国人・共通 | 解答用紙枚数 | 2枚 |

次の問1と問2について解答しなさい。ただし、解答用紙は別にし、冒頭に問題番号を付すること。

問1

物権変動における公示の原則と公信の原則について、論じなさい。

問2

夫Aは、自己が経営する会社の債務の支払いのため、妻Bに無断で、実印、権利証等を持ち出し、Bの代理人として、B名義の土地を債権者Cに売却した(なお、本件土地は、婚姻中、相続を原因としてBが取得したものとする)。その後、Cへの所有権移転登記がなされたことを知ったBは、Cに対し当該所有権移転登記の抹消を請求した。Bの請求は認められるか、論じなさい。